

札幌市公文書管理審議会（第7回）

会 議 録

平成25年3月15日（金）午後3時開会
札幌すみれホテル 3階 フルール

1. 開 会

○大濱会長 それでは、定刻になりましたので、第7回の札幌市公文書管理審議会を開催します。

議事録は、メールでお渡ししまして、あと、印刷したものをお手元に配付しておりますので、それで確認されたということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 どうもありがとうございます。

2. 報 告

○大濱会長 それではまず、事務局から報告事項をお願いします。

○事務局(渡邊行政部長) 報告事項でございますが、本日は、山下委員から、所用により欠席する旨のご連絡をいただいております。

次に、配付資料でございますが、本日の会議資料としましては、会議次第、それから、資料1-1、資料1-2、資料2、資料3-1、資料3-2をご用意しております。そのほかには、前回の議事録、それから、大濱会長からご提供いただきました資料として、国立公文書館所蔵資料展のパンフレットを2冊お配りしてございます。ご確認いただきたいと思っております。

報告事項は、以上でございます。

○大濱会長 国立公文書館の資料展パンフレットは、館外での展示で、公募で実施希望機関を募集したもので、京都府総合資料館と大阪大学アーカイブズとの共催したものです。このパンフレットをお配りしたのは、やがて札幌市公文書館ができると、公文書館が展示をしますが、公文書館の展示というのはどういうものであればいいのかをかんがえねばなりません。今まで、多くのところの展示は、アーカイブス的なところの展示と歴史館の展示の区別がない状況でした。しかし、公文書館の展示はやはり公文書としての展示をしていくことが必要だろうと思っておりますし、その点で参考になればと思って配布した次第です。

札幌市の公文書館ができたときに、国立公文書館の出張展をやってもらえば、パンフレットは国立公文書館がつくってくれるし、運搬費用を持ってくれるからいいのではないかと考えたのですけれども、大阪大学がやれたのは、大阪大学総合学術博物館という展示施設がきちんとしているのです。一方、廃校した学校を公文書館に改造した札幌市の場合は、展示施設としての設備環境に問題がいろいろあるわけです。展示するのにふさわしいかどうかという国の基準みたいなものと見ると、国立公文書館の出張展を実施する上でいろいろ問題があるのでなかなか難しいのだらうと思うのです。それだけに札幌市の場合、自前の展示になるわけですが、今回の出張展では、かなり意識して公文書館の問題を展示していますので、何かのときに参考になるのかと思ってお配りしました。その点で、割とよくできていますから、眺めておいていただければと思います。

それでは、市から資料についての報告がありますので、その辺の報告をお願いしたいと

思います。

○事務局（川原総務課長） それでは、私から、資料1－1の札幌市公文書管理規則、それから資料1－2の札幌市事務取扱規程について報告いたします。

この2件につきましては、当初、前回の審議会でご報告する予定でございましたけれども、こちらの方の改正作業が間に合わず、前回は改正の概要のみ報告させていただきました。

その後、2月末に無事に決裁が終了いたしまして、3月上旬に委員各位に送付させていただいたところでありますけれども、この後、審議いただく公文書の管理に関するガイドライン（案）と関係する部分もございますので、本日、改めて配付させていただいたところでございます。

なお、改正の内容につきましては、前回ご報告いたしました内容と大きく変わることなく作業が終了いたしましたので、説明の方は省略させていただきます。

資料1についての報告は、以上でございます。

○大濱会長 これについてはよろしゅうございますか。聞きたいことがある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

3. 議 事

○大濱会長 それでは、議事に入ります。

公文書管理に関するガイドライン（案）についての事務局からの説明をいただきたいと思えます。

○事務局（川原総務課長） それでは、資料2の公文書の管理に関するガイドライン（案）について説明させていただきます。

この案の中で朱書きの箇所がございますけれども、前回の審議会のご指摘を反映して修正したところ、それから、市の内部での指摘等で修正したところがございます。市内部の指摘につきましては、2月の公文書管理規則等の改正作業を終了後、全庁にその内容を周知いたしましたけれども、その際、一部から問い合わせがあった箇所等をよりわかりやすく修正したものでございます。

また、朱書きはしておりませんが、保存期間基準と重要公文書該当基準の文書類型の順番につきましては、公文書管理規則の基準表の順序に合わせております。ガイドラインにつきましては、本日いただいたご意見を参考にしながら最終確定させまして、3月中には通知をする予定であります。

内容の詳細につきましては、係長の方からご説明させていただきます。

○事務局（高井文書事務担当係長） それでは、ガイドライン（案）の詳細について説明いたします。

まず、2ページ目の冒頭の1、文書作成の原則ですが、前回の審議会のご指摘を反映し

たものでございます。段落を動かして、なおかつ、それに続くように朱書きを入れております。

それから、3ページ目ですが、表題の部分の順番が変わっておりますけれども、それも、例外的なものを後にするべきではないかというご指摘で順序を変えております。

次に、8ページから11ページの保存期間基準、それから、14ページから16ページの重要公文書該当基準の枠中の表の部分につきましては、先ほどの課長の説明のとおり、公文書管理規則に合わせた順番になっております。また、一部、太字になっている部分の修正がありますが、これも、公文書管理規則の表記に合わせて変更しております。

そのほかの表の中の修正は、他の課などからの指摘でわかりやすい表記に改めたものです。

次に、13ページの一番下の米印の部分ですが、これも、前回の審議会で利用制限に係る個人情報の扱いについてご指摘を受けたところもありまして、一文、記載しております。

次に、17ページの下段落で第8の赤字の部分ですが、「文化資料室長が指定するもの」としてありますが、これも、廃棄の前に審議会の意見を聞くという2点につきまして、その関係を明確にするために追記しております。

それから、その次の18ページですが、保存期間満了から移管または廃棄に至る手順がわかりにくいというご指摘がありましたので、1ページの表を使いまして、このような形でまとめております。

そのほかの修正につきましては、総務課で見直した結果、削除や追記などを行っております。

戻りまして、14ページの上の方で2行ほど削除しておりますが、12ページに同じ内容があるため、削除したものでございます。また、同じく14ページの追記部分ですが、規則に根拠規定があることを明記したものでございます。

それから、16ページも10年保存の説明ですが、ここも同じように根拠規定があることを明記しております。

以上で、公文書管理に関するガイドラインの修正についての説明を終わります。

○大濱会長 ありがとうございます。

前回、安藤委員を初めとして幾つか出た問題をかなりきちんと取り込んで赤字で修正してくれていますが、皆さん、持ち帰って、これを見て、問題点などがあれば、その辺の意見交換をしたいと思いますが、ご意見等がありましたらどうぞ。

言われたところの修正点はここに示したことでいいですか。

○安藤委員 さらに発展して大幅に修正が入っているとは思いますが、1点だけ確認させていただきたいと思います。

2ページの文書作成の原則のところですが、段落の配置を変えて、表現も修正したということです。そこで、2段落目のところで、公文書管理条例が平成24年条例第31号ということで、それを前提として、「これまでも作成義務が課されていた」というところは、

公文書管理条例施行前も作成義務が課されていたというふうに読めるのですけれども、そこは、条例あるいは規則を確認しておりませんので、そのとおりでよろしいということだと思います。

○事務局（川原総務課長） 規則でございますけれども、義務が課されていたということでございます。

○大濱会長 そのほか何かございますか。

○新堂委員 非常に細かくて恐縮なのですが、まず、3ページの下の方のゴシックの4のところ。「特に作成が必要な意思決定過程・事務事業の実績を跡付ける文書の具体例」と書いてありますが、これは、3の（1）をもう少し敷衍する話だと思うのです。ちょっと戻って2ページの3のところ、「2以外で作成が必要な」と書いてあるので、より親切な方法としては、3ページの4のところ、これは3の（1）を敷衍するという意味で、3の（1）というのを入れておくといいのかなと思います。それは形式的な問題です。

それから、11ページの米印のところ、「重要公文書は、公文書館移管後は特定重要公文書となり、永久保存される。特定重要公文書は、職員も利用できることから、参照又は参考としての使用の可能性はあるもののその頻度が低く」となっているのです。読めばわかるのですが、突然、「参照又は参考としての使用の可能性はあるものの」となるので、例えば、当該業務について参照するとか参考とするとか、ちょっと言葉が足りないのかなと思いました。これは見ればわかるので、そんなに問題はないとは思いますが、ちょっと文章としては足りないということです。

それから、13ページは、前回の安藤委員のご指摘で入ったところだと思うのですが、次に出てくる資料の3-1や3-2で、公開できない情報、利用制限情報がどの条例、公文書管理条例あるいは情報公開条例に基づいて利用制限情報なのだという事は我々はわかっているのですが、どうして表の中の理由に基づいて利用制限情報になるのかという根拠が、もしかしたらどこかに書いているかもしれませんが、特に書いていないので、ここに書く必要はないのか、と思います。やはり、根拠の条例は引いておいた方がいいのではないかと思った次第です。

次は、14ページです。これは、本当に形式的なことで、会議の場で言うほどのことでもないのですが、第7の1で、重要公文書の基本的な考え方となっていて、（1）（2）（3）とありまして、本市の制度と書いてあるところと、（2）と（3）は札幌市と書いてあります。全体をチェックはしていませんが、以下、札幌市を本市とするとか、どこかに定義があるのか、全部をチェックしたわけではないのですが、特に第7のところは目立つなと思いました。

それから、18ページですが、これは非常によくわかる図を作成いただいて、私としてもちゃんと理解できたので、これをつくってくださったことは非常に意義のあることだと思います。ただ、18ページの②ですが、廃棄の措置というのか決定というのかという

のは、多分、条例などから来ていると思うのです。「①で各課で廃棄したもののうち」となっているところは廃棄措置なのかなと思います。例えば、①のときは「措置」と書いてあって、どこかのところも「措置」と書いてあって、ここだけが「決定」となっているのですが、これでいいのかどうかということです。私は、行政法を全然わかっていないので、行政法で決定とか措置とか裁定とかいろいろ使い分けているのだと思いますが、それをちょっと確認した方がいいのかなと思いました。

それから、多分、これは非常に重要なところにかかわるかと思うのですけれども、⑥で、各課が廃棄と言ったのだけれども、公文書管理審議会では移管しなさいという意見が述べられた場合に、公文書館の管理審議会の意見を尊重し、以下のいずれかを行うということは、措置を廃棄から移管に変更、あるいは保存期間を延長となりますが、これを判断するのは各課なのですか。④で総務局総務課が諮問すると。諮問になるのか、何になるのかはわかりませんが、意見を聞くといって、聞かれた我々が、これは移管すべきだという意見を述べた場合に、最終的に判断するのが各課であっていいのかということです。これまでの議論で、私自身が厳密さに欠けていたのですが、各課でいいのかということ伺いたいと思います。

済みません。気づいた点をぼろぼろと言いましたが、こんなところでございます。

○大濱会長 最後のところからやっていきましょう。

これは各課になるのですね。

○事務局（高井文書事務担当係長） 規則では、各課、各文書の主管課です。

○大濱会長 主管課になるのですよ。原課です。どうしようもないのですが。ただ、ここでは、そういう意味で言えば、審議会の意向をなるべく強く反映させることが出来るようにという形になっていますが、結局、各主管課というか、原課が権限を持っています。だから、ここはこういう書き方よりしょうがないのです。

○新堂委員 でも、「意見を尊重し」まで入ったので、かなりクリアにはなっていると思いますので、わかりました。

○大濱会長 それから、措置と決定というのはどうなのですか。

○事務局（川原総務課長） 条例上の表現として廃棄の措置と言っていますので、それについては、表現は廃棄の措置ということに合わせたいと思います。

○事務局（川原総務課長） そのほか、ご指摘いただいた点についても、ただいまのご指摘を踏まえまして修正したいと思います。

○安藤委員 今の措置のところですが、そうなっているとすると、これを変えるか変えないかは、あくまでガイドラインですから見やすさを重視すればいいと思いますが、今のところは、「①で廃棄措置決定をしたものは」とか、③のアで「移管措置に変更とする」とか、厳密に言えば、恐らくそういうことになろうかと思いますが。ただ、そこまでこだわるとかえって文章が長くなって見づらいということもあると思いますので、その辺を踏まえて、適宜ご修正いただければよろしいかと思います。

○大濱会長 ほかにないですか。

○安藤委員 ちょっと巻き戻して申しわけないのですが、これは感覚の問題なので、皆さんの意見を伺いたいのですが、冒頭のところの2ページ目です。そこの第2段落で、「この条文の目的は」というところで、上に掲げている4条が書いてあります。条例ですかどうかと思いますが、条例の目的というのはよくあるのですけれども、条文の目的というのは、そもそも条例制定に当たってそれぞれの条文について趣旨が決まっているのか、それをきちんと書いているのかというところが若干ひっかかったところです。そこが定かでないということであれば、余り修正しないで簡単な修正で済ませるとしたら、「この条文は、これまでも」云々かんぬんで、「意思決定に至る過程や事務及び事業の」云々かんぬんの「文書を作成することを求めるものであり、その結果として効率的で」云々かんぬんというぐらいにした方がいいのかなと思います。

私からは以上です。

○大濱会長 今のことはどうなのですか。目的とちゃんと書いてありますか。

○事務局（川原総務課長） おっしゃるとおり、条例の目的というのは、普通、記載するもので、この条文の目的と書いてしまったのですけれども、条文の趣旨ぐらいのところでございますので、今、委員がおっしゃられたような形で修正したいと思います。

○大濱会長 わかりました。

ほかに、今、新堂委員から出た部分の問題について、何か意見がありますか。

○事務局（川原総務課長） 最後の各課の問題です。これについては、条例の規定上、各課が判断することになっておりますので、これを動かすことはできません。ただ、審議会からご意見をいただいて、それと違う措置をするということになれば、市の側に相当程度の説明責任というか、なぜ審議会からご意見をいただいてそれと違う措置をとるのかということについては、極めて厳しい説明責任を負うと思いますので、通常で考えれば、各課には当然尊重していただけるものと私どもとしては考えております。

○大濱会長 それから、11ページの当該業務について、参照とか何かと、その辺は言われた点を……。

○事務局（高井文書事務担当係長） 今、実際に読んでみて私もそう思いましたので、ここは整理したいと思います。

○大濱会長 では、その辺はよろしくをお願いします。

○鈴江副会長 表の⑥ですが、各課は、公文書管理審議会の意見を尊重していただくという記載がありますね。それで、移管に変更ということが最も望ましいところですが、そうでない場合に、保存期間を延長という措置をしますね。そうすると、審議会の意見とは合わなかった部分がイという項目になりますか。各課としては、別な判断を持つのだということになりますね。それがイだと思うのです。そうすると、このイは、形式的な話をするかもしれませんが、審議会の意見を全面的には受けとめかねるというような場合はこのイになって、これが累積するということになりますね。そういう仕組みでしょうか。

○事務局（高井文書事務担当係長） 意見の中身によっては、さらに文書について、文書の持つ意味などを精査しなければならない場合の想定をしました。それで、もう少し文書を廃棄していかどうかということを検討するのに時間がかかるということがあり得るだろうということで延長というふうにしていますけれども、大原則としては、保存期間はあくまでも有限です。ですから、延長はしても、いずれか、またどこかの時点で満了させるという判断があって、それで廃棄するか移管するかという判断になると思います。

○大濱会長 今、鈴江副会長が言われた問題は、今、現に、延長をかけて延長をかけて、そのうち所在不明になる問題が起こっているわけです。国でもあり得るわけです。だから、国の場合だったら、延長をかけたものは、1年かけたら次のときにもう一遍聞けという形をとるのだけれども、その辺の問題があるから言われたのだと思います。だから、その辺は、保存期間を延長というときに、確かに有期限だけれども、括弧で、延長の場合はきちんと何年ということ審議会に報告するなどというあたりをどこかに米印か何かでつけておいたらいいのではないのでしょうか。そういう問題だよ。

○鈴江副会長 私は、市の各課を信頼しているのですが、この延長の場合は、結局、解決がつかないかもしれないというおそれを感じるわけです。解決がつかない場合は、各課も保存していくと。これが、さらに、今、大濱会長が言われたように、次の年に再度かけるとか、そういうサイクルが存在すればそこで解決していきますが、これから何十年かは公文書管理条例が機能するわけですから、その間、解決がつかないまま累積するというのは、やはり、この制度が実質的なものを伴わなくなってくるおそれがあると思います。ですから、これは、単にこの問題が延長で経緯するものでないことをどこかで考えておかなければいけないのだろうというふうに思ったわけです。

○事務局（川原総務課長） ご指摘の点につきましては、私どもで少し検討させていただきたいと思います。

○大濱会長 大体はアで済むと思うけれども、厳密に延長の場合は、例えば審議会の了解を得るとか、そういうことをやっておけば、むやみに延長をかけられない方法にしておいた方が、現場にとっても楽だと思うのです。そして、ここのやり方というのは、大体10年を目途にというのは、せいぜい原課でも10年ぐらい使って、あと、それ以上はこちらへなるべく早く公文書館に移したら、半現用として公文書館でも使えるという発想があるわけでしょう。だから、そういうところを踏まえながら、米印か何かにするとか、ちょっとここを工夫してくれますか。

ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○大濱会長 このガイドラインは、いろいろなところのものをしている限り、一番丁寧によくつくられていると私は思います。そういう点でいうと、原課の方たちがこれに基づいてやっていくことができやすいのではないかと思います。一般に見ていると、原課が一番困るのは、公文書館に移せといっても何をどうすればいいのかという話と、お互いの理解

のなさが、面倒くさい、延長にしてしまえという話が一方で出てくるわけです。その辺でいうと、今幾つか出た点をもうちょっときちんと入れた形で成案としていただけたらいいだろうと思います。

それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 それでは、そういう形で、実効性のあるガイドラインを作成していただくことにします。

公文書管理のガイドラインについては、これで終わります。

次の問題として、特定重要公文書の利用制限に対する処分に係る審査基準について、事務局案を説明していただきたいと思いますので、よろしくどうぞ。

○事務局（輪島文化資料室長） それでは、お配りしました資料3-1の特定重要公文書の利用制限に対する処分に係る審査基準から説明させていただきます。

初めに、1の概要についてであります。

これまで、委員の皆様には、特定重要公文書などをどのように作成、保存していくのかをご審議いただいていたわけでありまして、本年4月から、公文書管理条例が全面施行され、7月の公文書館設置により特定重要公文書の利用請求制度がスタートすることとなります。市民が特定重要公文書を活用できるようになるわけでありまして。

公文書館において、特定重要公文書の利用請求があった場合に、当該特定重要公文書に記録されている内容が、条例上の個人情報等の利用制限事項に該当するかどうかといったことを判断し、その全部または一部の利用を認める、または全部の利用を認める旨の決定を行う必要があります。この決定を的確に行うため、行政手続条例を踏まえまして、利用制限事項に該当するのかを判断する際の審査基準を定める必要があります。

この基準は、特定重要公文書の利用等に対して異議申し立てがあった場合に、審議会に調査、審議いただく際にも密接に関係しますことから、その内容についてご議論いただきたいと思っております。

次に、2の審査基準の策定に当たっての基本的な考え方です。

資料の2枚目と3枚目には、公文書管理条例、情報公開条例の関係条文を抜粋して添付しておりますが、公文書管理条例の利用制限事項と情報公開条例の非公開情報を比較してまとめたものが、1ページの下の方となっております。さらに、この表のより具体的に詳細な表は、このページの裏面の2ページにつけています。

まず、1ページの下段の表の区分ですが、利用制限事項の個人情報、法人等情報、公共安全情報、事務事業遂行情報のうち、保存期間満了後も制限が必要な監査等情報と公営企業情報、法令秘情報という大部分については、①の区分のとおり、どちらの条例でも制限されています。

しかし、②の4と6の事務事業遂行情報のうち、契約や調査研究等に関する情報、審議・検討・協議情報につきましては、保存期間が満了し、非現用文書となった場合には利用制

限の必要はないため、管理条例では利用制限はされていませんで、情報公開条例でのみ非公開とされています。その逆に、③の寄贈、寄託された法人または個人の意向や原本の破損等のおそれにより利用を制限するという項目は、管理条例で定められています。

こうしたことから、審査基準の策定に当たっては、本市の情報公開条例について定めています札幌市情報公開条例の解釈及び運用基準を基本としています。その上で、情報公開制度と異なる点については、本市の管理条例が公文書管理法に準拠していますことから、公文書管理法に基づき基準を定めています国立公文書館を参考にして作成することとしました。こうした国立公文書館と同様の基準を作成しているところは、他の自治体では大阪市、鳥取県などがあります。

繰り返しになりますけれども、この表でいきますと、札幌市の情報公開制度に沿って定めているのは、表の①の1から5、そして、国の基準に沿うのが下線で示されている①の時の経過と③の7、8の部分の項目となっています。

次に、資料3-2をごらんいただきたいと思います。

こちらは、審査基準（案）の本文となっています。

これにつきましては、情報公開条例と異なる点を中心に説明させていただきます。

まず、第1の1から5まで、資料の1ページの中段あたりから5ページ中段までに、条例第17条第2項第1号アからオに規定する利用制限事項、これは、1の個人に関する情報、2の法人等に関する情報、3の公共の安全等に関する情報、4、事務・事業に関する情報、5、法令秘情報について、各号の条文の定義づけやその内容を補足しています。

先ほど申し上げましたとおり、これにつきましては、情報公開条例にも同様の規定がありますことから、基本的には、情報公開条例の基準に合わせた内容となっています。

次に、5ページの中段に、第2として、寄贈・寄託者の意向に基づく利用制限について記載しています。

これは、公文書管理条例でのみ制限している事項の1点目ですが、条例第17条第2項第2号では、法人や個人から寄贈、寄託された特定重要公文書については、寄贈者、寄託者の意向を尊重して、寄贈者、寄託者が条件を付した場合には、一定の期間、利用を制限することとしています。ここでは、寄贈・寄託者の意向は最大限に尊重しますけれども、一定の期間とは有期の期間のことであり、公にしないことを無期限に約束するものではありませんということも補足しています。

続きまして、その下に第3として、原本の破損・汚損のおそれがある場合の利用制限について記載しています。

これは、公文書管理条例でのみ利用制限している事項の2点目ですが、条例第17条第2項第3号では、特定重要公文書の原本を利用に供することにより当該原本を破損し、もしくは汚損するおそれがある場合、または市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合には、利用を制限することとしています。ここでは、特定重要公文書の原本を破損し、もしくは汚損するおそれがある場合、現に使用している場合等についての定義

や内容を補足しています。

今申しあげました基準案の第2、第3については、国立公文書館の審査基準に基づき作成しています。

続きまして、6ページに移りまして、第4として、時の経過の考慮及び実施機関の意見の参酌について記載しています。

これは、情報公開制度と異なる点でありまして、特定重要公文書の利用請求の大きなポイントとなっています。

管理条例の第17条第3項では、利用請求に係る特定重要公文書に記録されている情報が、先ほど基準案の第1のところの説明しました条例第17条第2項第1号アからオに規定する利用制限事項に該当するかどうか判断するに当たっては、当該重要公文書が作成され、または取得されてからの時の経過を考慮するとともに、特定重要公文書の移管元である実施機関が利用制限についての意見を付している場合は、意見を参酌することとされています。

基準案では、時の経過を考慮するに当たっては、国際的な慣行であります利用制限は、原則として作成または取得されてから30年を超えないものとする考え方、いわゆる30年ルールを踏まえるものとして、時の経過を考慮してもなお権利利益の保護の観点から、利用を制限すべき情報がある場合には、必要最小限の制限を行うこととしています。

ここでまず、30年という目安を示しています。

このため、特定重要公文書に記録されている個人情報についても、作成または取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなります。この個人の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかについて検討を行う際の一定の期間の目安については、8ページに表を掲載しています。

こちらの表では、30年を経過した特定重要公文書に記録されている個人情報について、その情報の類型ごとに、例えば学歴または職歴であれば50年というように、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる期間の目安を50年、80年、110年を超える適切な年によって区分しています。この50年、80年、110年というのは、国においては、人のライフサイクルをもとに公にすることによる影響が本人にとどまるのか、子の世代まで影響するのか、孫の世代まで影響するものなのかといったことを念頭に設定したとも聞いています。

ただ、実際にどのような個人情報をどれくらいの期間で公にすることにつきましても、この表があくまで目安でありまして、情報の類型についても例示であります。特定重要公文書に記録されている情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況を総合的に勘案して個別に判断していくこととなっています。ですから、期間が経過したからといって一律に公開するというのではなく、個人の権利、利益を害するおそれがないものだけを公にすることとなります。先ほど申しあげました30年ルールやこの目安

の表は、国立公文書館の審査基準に基づき作成しております。

また、6ページに戻りまして、第4の2では、実施機関の意見の参酌について、これを尊重し、利用制限の判断に適切に反映させていくことを意味しているものであり、最終的には市長が行うものであることを補足しています。

このほか、審査基準案では、6ページの中段からの第5において、条例第17条第4項に規定する部分利用について、7ページの第6において、条例第18条で規定する個人情報であっても利用請求者本人の情報である場合には利用させることについて条文の定義づけや内容の補足をここで行っています。

審査基準についての説明は以上でございます。

○大濱会長 この利用制限の一番の問題は、30年ルールが本当がんにがんじがらめになっているけれども、今、海外では25年にするなど年限を短くしているようです。それを今ここでするわけにはいかないから30年でいいけれども、もう一つは、個人情報の処理が一番大きな問題になっているわけです。それも、日本では個人識別情報でプライバシーに関するものはがんじがらめに縛ってしまっています。本当にそれでいいのかどうかです。私が言うようなことは恐らく市はやらないと思うけれども、その辺は少し弾力的に考えておいた方がいいのではないかと私は個人的に思っています。

例えば、市長とか議長とか副市長、議員などの瀆職罪にかかわる犯罪情報などは、当然、守るべきではなくて出すべきことだと考えているのです。だから、そういうものはどこかでそれは別個だというふうには書けないのかな。

○新堂委員 でも、公人というのと個人情報を読み分けようと思えば読み分けられる書き方にはしてありますね。一応、個人情報は出さないと言っているんで、個人の中に公人は入らないのだというふうに読んで読めなくはないです。もちろん、注記した方がいいとは思いますが。

○大濱会長 でも、実際には、プライバシーという形で公人はほとんど入ってしまうのでは。

○新堂委員 そうですね。個人で入ってしまいますね。このままでいくと、何も注記しないと入ってしまう。

○大濱会長 そして、それは、国の場合でそういう可能性はあります、どこでもね。無理ならいいけれども、やはり、公人の個人情報が一番気になります。

○新堂委員 そうですね。やはり公人の情報はある程度出さなければいけないとは思いますが。

ただ、ここに注記するのとか。この基準（案）というのは、条例の下にある規則になるのですか、何になるのですか。この審査基準（案）というのは、どういうカテゴリーの法律なのか。

○事務局（輪島文化資料室長） これは、札幌市の行政手続条例の第5条で、申請により求められた許認可等をするかどうかを、それぞれの条例に基づき判断するための基準を定

めるということとされておりまして、あくまでも基準という区分けです。

○新堂委員 公開されるものですね。例えばガイドラインぐらいのレベルであれば米印か何か、なお書きか何かで公人の情報は出すように努力するとか、努めるとか、そういうふうには書けると思うのです。これが、もうちょっと上のレベルの法律であるとする、なかなかちょっとそこまで踏み込んで書けないところが多分あると思います。

○大濱会長 そういうものを書くのは恐らくつらいのだろうけれども、それはそちらでかなり考えなければならぬし、それがあると、それがひとり歩きしかねないところもあります。ちょっとその辺の部分が——これはここだけではないのです。全体で常に、日本の政治風土で一番気になっているのです。

それから、もう一つ大きな問題は、5ページの寄贈・寄託者の意向に基づく利用制限というものをこんなに大々的に書くのかどうかということです。というのは、逆に、寄贈、寄託のときには、それについての契約を結ぶわけでしょう。やはり、契約を結んだ際に、利用権、印刷から公開まですべてのものは公文書館が持ちますよという契約書にするかどうかなのです。そのときに、例えば長いこと市長であった人の日記が出てきたときに、それはすぐに公開できないから、そのときにはその中に何年たったら公開するという契約にすればいいのです。ですから、下手をすると、こういう人たちの置き場、倉庫にされないですか。一々問い合わせ、どうなりましたか、これは非常に重要だから寄贈しますとか寄託しますとか言われて、意向を最大限に尊重するなど書くと、この人だけには見せていいですけども、ほかには見せないでくれという人が出てくるわけです。大学などでは、実際にそういうことがあるわけです。大学で寄贈を受けたのに、この大学のこの先生にはいいけれども、ほかに見せるなどかね。最近はそういうことはなくなっているけれども、そういうことがあったわけです。だから、これはちょっと気になります。

○事務局（輪島文化資料室長） 次回の審議会での寄贈・寄託の公文書館として受け入れる基準というものを審議していただく予定でありますので、そうした中でも、今のようなお話を参考にして次回までに検討したいと思います。

○大濱会長 これは、あえてここに入れなければならないことですか。要するに、寄贈・寄託者については、公文書館が決定するとか、公開については公文書館が決定するとしておけばいいだけの話です。あるいは、寄贈・寄託者については契約に基づいてやるとかというふうにしておけばいいので、寄贈者等の意向を最大限尊重するということになる、おかしくなると思うよ。こんな文章を書いているところがどこかにあるのですか。

○事務局（輪島文化資料室長） これは、実は、管理条例の2の括弧書きでもありますとおり、第17条第2項第2号に入っている条文です。それをもう少し詳しくここで説明したという意味合いになっています。この条文の中で2行目にありますが、「意向を最大限に尊重することとし」という表現がありますが、これについては、少し検討させていただきたいと思います。

○新堂委員 書いてありますね。「当該特定重要公文書がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に実施機関以外のものから寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合」と。柱書きで、「市長は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に応じるものとする。」というふうに条例自体に書いてありますね。

○安藤委員 今の点なのですけれども、条例はもう既にあるので構わないとして、少なくとも、この審査基準が公に示されるものである以上は、意向を最大限に尊重するとか、特段の配慮を行うとか、それは別に条例の内容からしてもあえて入れる必要はないのかなと思います。条例に従って、一定の期間は利用制限がされるが、その後、公開されるということだけを淡々と書いておいてもいいのかなとは思いますが。

○事務局（輪島文化資料室長） 今のような、最大限あるいは特段の配慮という役割を見ますと、「公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。」というところとも関係しますので、条文を踏まえまして、もう一度、事務局の方で案を検討してみたいと思います。

○大濱会長 そして、要するに寄贈、寄託した人たちの意向を特段に配慮するのではなくて、寄贈、寄託を受けた側の利用権などを最大限に出せるように書けばいいのです。配慮するというのは、条例上、配慮したけれども、その場合、だめだといったら寄贈、寄託を受けなければいいだけだからです。それをしないと、下手をすると倉庫にされてしまうよ。

○新堂委員 その点で思ったのですけれども、第6の本人情報の取り扱いについてとこれが乱用という言い方がどうかはともかくとして、倉庫にされるということで、これは、本人情報だからこの本人の委任状か何かを持ってくればいいみたいになってしまうので、多分、そのおそれは恐らくあると思いますね。

○大濱会長 この辺はどうでしょうか。

○鈴江副会長 恐らく、この条項というのは、そういう条件だったら提供される、そういうような資料を指しているのでしょうか。多分、寄贈、寄託の条件になっていると。それがないと、なかなか市には渡せないということなのかと思いますけれども、同時に、それはいつまでも公開できないという理由になりそうな気がします。いくつか文書館の中で見えていますけれども、だから、そうならない工夫が必要です。私に関与した文書館でも、それはもう何十年もたっていてしまって、寄贈者自体が死没しているとか、そういうことがあって、判断のつけようがないまま経過していることがあると思いますね。何らかの対策が必要だと。

もう一点は、私としては、個人情報には当然に守らなければいけないのでしょうけれども、特定重要公文書になったときの非公開の問題というのは、非常にデリケートですが、余りにも強い縛りがかかると、何も見れないということがあります。私は、利用者の立場になると、これを痛切に感じる場所がありますが、これについては、この場でも議論が分かれるのかもしれない。

事例として言いますと、かつて札幌市の公文書であったものが流出して、今、北海道立図書館に所蔵しているものがあります。これは、宗教関係の文書なのです。社寺関係から提出された届け出というようなものです。ですから、別表でいきますと、80年閉鎖という目安がありますが、それに該当するわけですよ。信仰というのがウのところにありますね。この文書は、1930年代の文書ですから、まさに80年にひっかかるようなものです。ですから、これが、今、札幌市に保存されていれば、幾つかの文書の個人名なり社寺関係の文書ですから、まさにそこに書かれていればその人の信仰ということが明らかになります。それを見ることができる、公開の対象にならないだろうと思われま。私は、この資料を使って、札幌市には大分貢献したと思っているのですが、そういうことが不可能になろうかと思ひます。

ですから、それは物によってですけれども、個人情報にかかわるいろいろな縛りは、過度に作用すると、ほとんど何もわからなくなるおそれがあるだろうと思ひます。これは、これから十分検討していかなければいけない対象だろうと思ひます。ですから、この表は、いろいろなものを参酌してつくられたと聞きましたけれども、それが柔軟に、しかし、個人情報を守りながら運用できる方策というのはこれから十分考えていかなければいけません。表ができたから、それで足りるというものではないだろうと思ひます。そのほかにも幾つか体験しておりますけれども、これは、これからも検討が必要だと思ひます。

○大濱会長 国立公文書館の規範が全部どこでも使われるのだけれども、物すごく微妙な難しい問題があるのですよ。要するに、これがひとり歩きしてしまうわけです。本来は、特定重要公文書になった場合においては、開くのが原則です。だから、どうやって開くかという発想でやればいわけです。極端に言うと、例えば、BC級戦犯でもう既に全部公的に活字になっているけれども、この原則でいくと、個人のあれだということで原本を開けないのです。そういう意味で言うと、どうしても規則ができると、これに縛られてやってしまうからです。例えば、公的に調べた宗教社寺データであれば、それは個人がつくったものではないのだから、出してもいいというやり方をとればいわけです。特に、今の場合は、宗教情報に物すごく微妙に規制するのです。どの役所も嫌なのですよ。

例えば、敗戦のときに、GHQの調査で全国の寺社の土地だとか収入を調べたものがあるのです。あるけれども、それは、文部省宗務課が持っていたが、面倒くさいから、それをある大学にみんな持って行ってしまった。その大学は伝手をたどれば見せてくれた。が、宗教法人の問題がでてきたことで、その大学も閉鎖してしまうわけです。何かというと、この寺はどのくらい収入があるとかみんな出しているわけだから。でも、本来はそんなものは国立公文書館に正式に移管して、手続きにもとづいて出すべきなのです。

ここの寄贈寄託のところは、こういう形でいいけれども、原則とか何かという形で、重要なものでもなるだけ見せるようにするという事です。

それから、1番目の問題で言うと、寄贈、寄託のものは、そんなものは受け入れなければいいという話にしていかなければなりません。日本の場合は、自分のところで持ち切れ

ないと、文書館等に持って行って、これはこういう人にだけ見せてやってくださいということが再々ある。だから、それを頭に置いて、これはもうちょっと整理してもらえないでしょうか。恐らく、ここにいる皆さんたちだって、なるだけ開けという原則のところには異論ないと思いますよ。それでなくても、日本は変なふうにプライバシーとか何かといって肝心な情報をみんな閉鎖してしまうのです。

この前、スペインの調査したものによれば、フランコ政権時代のいろいろな個人データがサマランカの歴史記憶文書センターにみんな入っているそうです。それは、歴史記憶法によって設立されたもので、個人情報をもみんな出しているとか。みんなカードになっていて、そのカードに何をやったというのがみんな入っているから、フランコに弾圧された連中の復権もあれば、弾圧した側の糾弾もあるけれども、みんな出しているのです。それが当たり前なのです。だから、そこまでやれとは言わないから、もうちょっと開ける方法で可能な限りやって、札幌が先鞭を切らないかな。どうですか。

○事務局（輪島文化資料室長） 寄贈、寄託の関係とあわせてお話を伺いましたけれども、次回、寄贈、寄託の受け入れ基準といったものもご審議いただきますので、その中であわせてもう一度ご説明させていただきたいと思っております。

○大濱会長 ぜひ、その辺のところをなるだけ頭に置いて、個人情報公開条例では見られたけれども、移ってしまったら見えなくなってしまうということもあるわけです。これにあわせてしまってね。

○鈴江副会長 もう一点いいですか。

こういう決まりを設けるということでは済まないということの一つ申し上げたいと思います。それは、原本の破損、汚損のおそれということですが、もちろん、その状態である間は利用制限を加えて非公開ということになりますけれども、この情報自体は、広く公開しておく必要があるということもちょっと申し上げたいと思います。

それはどういうことかという、これも私の体験ですけども、ある公文書館で、私が閲覧したい資料があって、閲覧請求をしましたところ、現在修理中だということで非公開にしました。それは、そういうことなので、あえて見せろということは私は言いませんでしたが、では、どのくらいで補修が済んで公開されるのかと聞きましたら、いろいろな順番があるから90年だということだったのです。しかし、それは館の事情ですから早めろということを一利用者として申し上げることはないのです。私は、その資料は、そういう理由で非公開であり、90年ということだけれども、なるべく早く修理が済めばいいということを本に書きまして、その本ができてから翌年に館に伺いましたら、既に公開をしていますというわけです。危うく、私の本の結論がひっくり返ることはなかったのですけれども、こういう理由で非公開になったものが公開されるというこの情報は広く公開されなければいけないと思います。

ですから、この基準の審査の条項ではありませんけれども、非公開の措置というのは、公開されたということのを待っている人がいるということです。そういうことも踏まえなが

ら非公開の措置をする、あるいは、それが開示になったときも公表する、こういうところを同時に備えておかないと、非公開ばかりが前面に出て行って、その結果、公文書館の信頼を損なうということになりかねないというふうに思いますので、つけ加えておきます。

○大濱会長　そういうものをマイクロ化するとか何かというのは考えていますか。そんな予算もお金もないですか。

○事務局（輪島文化資料室長）　古い文書で長く保存するものについては、原課において既にマイクロ化しているものがあります。ですから、現用の段階でも、文書保存センターで現用の文書を保存していますけれども、随時、必要なものについてはマイクロ化しているものがあります。ただ、今まで文化資料室としてやっている部分はないわけですが、今後、必要なものについては検討していく必要はあるだろうと思っています。

○大濱会長　それと、国立公文書館を見ている、今、利用させるときには、全体に、デジカメから何でも原本は全部自由に撮影していいというふうになってきているのではないですか。その辺はどう考えていますか。これは、直接ではなくて具体的にになったときに、今、原本利用というのが原則みたいに公文書管理委員会はしているから、どこもそうなっているようです。そうすると、ある意味でいうと、破損度が進むわけです。でも、そういうところの問題は、いずれは考えなければならないことです。物すごく安易に原本利用でデジカメを持ってきて自由にいいですなどという話になってしまっています。だから、そういうことに対して専門の研究者はかなり危惧しているのです。あんなに中世の古文書などを取り扱っていいのかと。

　　ここは、そんなものがないからいいけれども、少なくとも、破損の問題を言うのなら、その辺は中の規定のときにきちんと考えておいた方がいいですよ。

○事務局（輪島文化資料室長）　市民の方が利用される上で、公文書館に来なくてもニーズの高い文書等についてはホームページや何かでデジタル化してオープンにしていくというのは非常に大事なことかと思っています。

○大濱会長　将来的には、デジタル化でオープンにするということまで踏み込んでいこうとしているわけですね。

○事務局（輪島文化資料室長）　これからの公文書館というのは、やはりデジタル化というのは避けて通れないと思っています。それは、予算的な面もありますけれども、将来的に十分検討していかなければならないと思っています。

○大濱会長　わかりました。

　　今、審査基準についていろいろな問題が出ていますけれども、どうでしょうか。これは、原則的なことはここにあるわけですが、原則的なものを踏まえながら、可能な限り、一番大事なことは、特定重要公文書というのは、だれに対しても広く開かれて見られるようにしていくという立場できちんと今の状況に合わせてこの部分をつくっていく事柄でもうちょっと練っていただいて、次のときに、今出た幾つかの意見に対応できるとか、ぎりぎりここまではやれますとか、この部分については今の状況では大変難しいという形でいいか

ら検討していただければと思いますが、どうでしょうか。

○事務局（輪島文化資料室長） 国あるいは他の自治体等の先行事例もありますので、そういったものを十分調査しながら、もう一度検討してまいりたいと思います。

○大濱会長 そのときに、他の自治体というのも、大体は国の基準にのっとってつくっているから、その縛りを少しでも緩めるぐらいの発想で、可能な限り、札幌市のいい理念が活かせるようにしてください。

○新堂委員 この審査基準ですが、まず、形式的に措置をして、一部公開、一部黒塗りという文書を措置として市民の皆様に出すわけですね。それで、市民の皆様がその黒塗りについて、これはやっぱり公開すべきだと思ったときに、情報公開・個人情報保護審査会というのは、そういう黒塗りがいいか悪かというのを審査しているところなのですが、市民の皆様が黒塗りになった部分について何か不服申し立てをする場所があるのか、札幌市の情報公開・個人情報保護審査会のようにあるのかという点が1点です。これは、多分、条例などに書いてあるのだと思います。

それから、より根本的な問題は、公文書館に黒塗りをする能力があるのかというところですね。札幌市の情報公開・個人情報保護審査会で黒塗りにされた文書についてどうするか、それは公開すべきだ、すべきではないということ判断するのですけれども、その前に、原課が黒塗りした文書が市民の皆様に行くのですね。そのところで一番判断が難しいのが、業務に支障を及ぼすとか、情報公開条例の第7条第1項第5号のオとか、3-1の資料でいうと、1のところ、②の4の事務事業遂行情報の一部と、ここは説明を聞き逃してしまったのですけれども、これは公文書管理条例のところでは入らないのですか。この審査基準に1ページ目の②の4というものが入っていましたか。これを判断するのはものすごく大変で、原課が黒塗りしてきたものをなるべく黒塗りはやめようという姿勢で審査会をやるのですけれども、黒塗りをする能力が公文書館に備わっているかどうかというところも問題です。それに伴って、大濱会長がおっしゃったように、現用文書について審査会で審査するという基準と、特定重要公文書になったときになるべく公開しましょうというときの基準はずれてきます。そのずれていることを資料の3-1や3-2のところ、柱書き、概要のところ、これは現用文書の公開の話ではなくて、特定重要公文書の公開の話なのだから、なるべく公開していくように努めるということと、これは違うのだぞということちょっと書いた方がいいと思います。先ほどの皆さんの議論からも、そういうふうに思います。

1点目は質問と、2点目は、なかなか公文書館にその能力を求めるのはなかなか大変なのかなというふう感じていて、危惧がございますので、よろしくをお願いします。

○事務局（高井文書事務担当係長） まず、私からは、異議申し立てがあった場合ですが、条例の第26条で規定しておりまして、この審議会へ諮問になります。

○新堂委員 これは、市民の皆さんは、黒塗りされると、いろいろ考えて、もう一回異議申し立てすることが多いですね。

○事務局（高井文書事務担当係長） それを想定しまして、つくりとしては情報公開条例と同じような手続等にはしています。ただ、この審議会へは市長から諮問する形になります。

それから、利用制限をする能力があるかどうかについてですが、移管する時点で原課から意見を付与してもらうようにしています。この文書にはこういう制限事項があるというように意見をもらうようにしています。

最終的には公文書館で判断することになりますが、あくまでも、情報公開条例と同じで、もともと文書を持っているところの意見を聞いて判断することになります。

○新堂委員 そうすると、原課の意見も、現用文書ではないということを踏まえて意見を付していただくように——どこかに書いてありますよね。意見を付すということがどこかに書いてあると思いますが、その際にも、意見の基準みたいなものをガイドラインでも何でも出しておいた方が、明らかにした方がスムーズにいくと思いますし、公文書館の方で判断しやすくなるのかなと思います。

○事務局（高井文書事務担当係長） あくまでも移管する時点でもらう意見なので、前提としては公文書館に行ってから制限事項はありますかという判断になります。

それから、ガイドラインで、まさに先ほどもご指摘があったことは、そこで、ちょっと議題1の方に戻りますけれども、ガイドライン（案）の13ページが利用制限付与についての原課としての説明です。今、審査基準で話しているところをまとめるとこういう感じであります。

○事務局（輪島文化資料室長） 黒塗りの能力やスキルのお話しでございますが私どもの職員もそういった経験を実際に積んでいる職員が多いわけではありませんので、開館に当たっては、例えばアーカイブス研修ですとか、北海道立文書館職員を派遣しまして、実際にどうやって黒塗りをしているのかといった研修を積んだところです。具体的に事例が発生した場合は、公文書館の判断と合わせて原課の意見を参酌しながら黒塗りに関する具体的な協議していくことになると思っています。

○新堂委員 わかりました。

○安藤委員 資料3-1というか、今お話しされてきたこと全般にかかわることですけれども、情報公開条例と公文書管理条例で、公文書館に移管されたものについては、公文書管理条例で、その利用制限について情報公開条例とは基準自身が多少異なるという前提に立つのですが、公文書館に移されたからといって、少なくとも、これは札幌市に限らないと思うのですけれども、情報公開条例の立てつけからすると、公文書館にあるものも情報公開条例の対象になるはずなのです。そうした場合に、同じ文書であったとしても、基準が異なる——基準が異なるのが悪いと言っているわけではなくて、基準が異なる、しかも、判断機関が異なるということになりますと、情報公開条例での開示請求をした場合には開示されないけれども、公文書管理条例に基づいて利用請求した場合には利用ができるという結論が異なるということが理論上は生じるのではないかと思います。

今は、意見を付するなどおっしゃっていましたが、大濱会長がおっしゃったよ

うに、公文書管理条例、公文書館に移された部分については、できるだけ利用制限を付する部分を抑制して公開を原則とすることになってくるということです。本来であれば、公文書館に移されたものについては、情報公開条例上の公文書に該当しない、もう別になっていく、公文書管理条例での対応になるのが一番いいのでしょうかけれども、今は、少なくとも情報公開条例上は無理だと思うのですね。それはそうなのですか。

○事務局（高井文書事務担当係長） 特定重要公文書、公文書館に移管された文書については、情報公開条例の対象外、それから、個人情報についても、別にするという事で、昨年度に、それを分けていいですかということ札幌市の情報公開・個人情報保護審議会に諮問しまして、分けていいということで答申をいただいています。

○安藤委員 そうすると、情報公開条例に通常定められている公文書の定義から、そこに移管されたものは外される、条例改正がされているという理解でいいのですか。

○事務局（高井文書事務担当係長） そうです。

○安藤委員 わかりました。では、結構です。

○大濱会長 国の方もそうなのですよ。特定歴史重要公文書という形になってきます。だから、情報公開で見られないのなら、書き写したものをどんどん開けばいいということ言う人がいます。ただし、その非常に難しい問題は、ある種の信頼関係で成り立つわけですよ。ですから、その辺のことで性急にやった場合で起こるいろいろな問題を考えると、原課のあるものに配慮しなければならないところがあるわけです。特に企業情報とか何かの場合などでは。一応分かれているけれども、その辺で開けと言うけれども、その辺のところはかなり慎重な形で当面は運用していかなければならないだろうと私は思っています。

第2に、マスキングの問題で言うと、アーカイブス研修や何かに行ったからといってマスキングができると私は思わない。はっきり言えば、あそこはそういうことを教える能力がないです。だから、むしろ、国の方では、かなりマスキングをする方たちをお願いして、そこを読み分けるのは、リタイヤした行政官なのです。やはり、その人たちにアーカイブスというのは何かということを理解してもらってやっているのが現状で、どこもそうだろうと思います。だから、ここも公文書館になったときに、行政マンの何人かの方をいろいろな形で雇用していくわけでしょう。やれば、非常勤でそういう人たちを入れていって、ある意味では、そういう人たちの行政的ノウハウを館員が蓄積していかないと対応できないのです。

第2に、なるだけマスキングはしないようにした方がいい。マスキングをただで秘密があると思われるのだからね。そして、もう一つは、マスキングをするというのは名前なのです。それを物すごく何ページにもわたってするからおかしくなるのです。だから、そういうところは、マスキングはなるだけしないことが公文書館の運営で一番大事なことです。それを頭に入れながら、このところを考えるということです。

むちゃくちゃな宿題だと言うかもわからないけれども、なるだけ今までの経験と、今までアーカイブスのいろいろなところで話をしてきた面から見ると、そうだね。

そして、情報公開条例の方は、原課にいる方はやたらにマスクングしたがるのです。しかし、こちらへ来たら、なるだけマスクングはしないで、ある年度から来たら機械的に見せていくという形でやったら、当初はトラブルが起こるけれども、そのうちなれてきますよ。そういう点で、ここの部分について、これでいくとがちがちに縛ってしまうから、少しファジーにしておいた方がいいのではないかと思うのです。

もう一遍、その辺でご検討いただけませんか。

○事務局（輪島文化資料室長） 全国の公文書館においても個人情報保護、あるいはプライバシーといったものと公開請求のはざまの中で現実の運用というのがなされているのかと思います。どっちに軸足を置いてこれを運用していくのかというのは非常に難しい問題であり、ずっと過去からもそうであったように、将来にわたっての課題として考えていかなければならないと思っています。

そういった意味で、やはり、今のご意見を伺いながら、個人の権利侵害、利益を害するといったところと公開、そのはざまを調査研究していきながら運用していくということになるかと思っています。

○大濱会長 新堂委員、何で日本ではこんなにプライバシーということでがんじがらめにするのですか。アメリカあたりだったら、ミッドウェーの作品を書くための調査で、澤地さんに話を聞いたら、本人情報はだめですよ。しかし、お姉さんはここだから、そこにお尋ねしなさいということで教えてもらえたから書けたそうです。だから、そういうプライバシーの感覚なのですよ。日本では全部だめでしょう。何でああいうのを法律学者というのはつぶす方法を考えてくれないのかなと思うのだけれども、やはり難しいのでしょうかね。

○新堂委員 雑誌や書籍がすでに出版され、プライバシーが侵害された場合ですが、有名人であったり、公人は、通常人に比べてプライバシーの範囲を制限されることがあるという理論はあります。判決においても、結論を左右するかはともかくとして、それについて言及されることがあります。

○大濱会長 日本で、公文書館が利用されない最大の理由は戸籍がないことなのです。戸籍の管理ができないことなのです。戸籍は法務局でしょう。だから、ヨーロッパの場合は、公文書館がよく利用されているよというのは先祖のルーツを探して見えています。そして、逆に言うならば、村の教会は、教会アーカイブスが、全部、受洗台帳を持っていて、それを出しているわけですよ。でも、日本の場合は、その辺でルーツ探しができないというところの問題で、がんじがらめにプライバシーという言葉がひとり歩きしているのではないかというふうに思うのです。

○新堂委員 法務局独自の理論により制度が運用されています。

○大濱会長 だから、公文書館というのを開いていけと言うけれども、難しい問題があるのはよくわかっているのです。だから、その辺でなるだけ館員が開きやすいようにしてお

いた方がいいだろうと。

○安藤委員 ただ、私の経験上なのですけれども、明らかに潮流が変わった一番のターニングポイントというのは、皆さんもご存じのとおり、個人情報保護法の施行です。この後、余りにも読み方によっては幅広い制約が許される形になってしまったので、これはもう行政だけではなくて民間も含めても、情報の開示、特に個人情報の開示に関しては物すごく謙抑的になってしまった。私自身は、実務上も、札幌市ではないのですけれども、行政に対して裁判所を通じて情報の文書提出命令、あるいは調査嘱託をして、本人情報なのですけれども、その種の情報は開示しておりませんで、けんもほろろにけられるという経験を何度もしております。

実際問題として、法律家の立場からしてみると、民間が例えばここをやったら個人情報保護法で問題になるかなと思っているようなこと、実際にトラブルになって裁判になったとしても損害がないとか、それは特に違法とまでは言えないでしょうと。冷静に考えるとそう思うところでも、個人情報保護法自身はかなり幅広く制約しているのと、裁判例などは、実際にはとるに足らないような物すごく萎縮的効果によって制約しているものが問題になったということではなくて、これはやったらまずかったでしょうということが大体裁判になっているのですけれども、裁判例などで、個人情報保護法上の義務を果たしていなかったのに、民法に基づいて損害賠償請求が認められている事例は幾つか出ていることから、大濱会長のおっしゃることは、私自身も非常に感じているところでよくわかるのですけれども、そうかといって、行政にしても民間企業にしても非常に苦しい立場に置かれているのも事実で、そういう状況にあると感じています。

○大濱会長 そうなのです。個人情報保護法というのは本当に困ったものだと思います。大学にいたときに、進級試験で受かったか受からないかを番号で出す、個人情報保護法だからと言うのです。番号で出すのは刑務所だけだから名前を出せと。本人の成績が悪いから本人の問題だと言って出させたのだけれども、今、みんな番号でしょう。

○新堂委員 番号でだれかというのが周りの番号の人にはわかってしまうので、なかなか……。

○大濱会長 本当はそんなことはおかしいのだよ。でも、言ってもしょうがないよね。市民社会といっても匿名社会だから。悲憤を口にしてもしょうがないのであれだけれども、かなり深刻な問題がいっぱい出ているけれども、その辺は、そちらの方が、ここまでならやれるという形で出せるところまで出して、もうちょっと整理していただけますか。

それでは、ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○大濱会長 それでは、その辺の意見をもとにして、もう一回、次に議論したいと思いません。

きょうは、これで終わりますが、きょう出た問題をもとに事務局で整理して、4月下旬か5月ぐらいに次の委員会を開催したいと思えます。そして、開催場所は、新しく公文書

館になるところです。豊水小学校ですね。形は大体できていますから、そこの会議室で開催して、館がどういうものなのか、中を見学して、きょうの案件の掘り下げをしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

場所的には地下鉄の豊水すすきの駅から歩くこととなりますけれども、どんなふうにきれいになったかというのを見ていただきたいと思います。

今言った4月下旬か5月ぐらい、恐らく連休明け近くなるかもわかりませんが、また日程をお尋ねしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○大濱会長 それでは、これで第7回を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

以 上